

静岡県告示第89号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年2月12日から2週間熱海土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年2月12日

静岡県知事 鈴木康友

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	中大見八幡野線	伊東市池字室ノ腰667番の2地内	前	15.3～22.9	90.3
			後	15.3～30.3	90.3

=====

静岡県告示第90号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年2月12日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年2月12日

静岡県知事 鈴木康友

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
一般国道	362号	榛原郡川根本町東藤川字日カケ1868番の6から 榛原郡川根本町東藤川字日カケ1868番の30まで	前	13.2～51.9	384.0
			後	13.2～82.9	384.0